心身障害(児)者と福祉・教育施設

佐藤 平

I. 障害(児)者を取りまく環境の変化

ここ数年、障害(児)者を取りまく環境、特にその中でもフィジ カルな環境の変化は著しいものがある。

これは、何もわか国だけに限ったものではなく、むしろ、世界的 な傾向といっても良い。

この変化を見ると、国によって多少の違いはあるが、いずれにしても、これまであまり認められなかった障害者の当然の権利のうち、 少なくともフィジカルな環境問題については、少しずつではあるが 改善されていることは問違いのない事実であろう。

たとえば、わか国における具体的な例を挙げると、福祉モデル都 市の指定にみられるように、障害(別) 着も住みよい前づくりを目 差して、スキップの解消、車椅子でも使えるトイレの設置、視覚障 書者用の誘導装置の設置等が進められているが、それと同時に、社 会幅性関係では、医学的、職業的、社会的リハビリテーション施設 の拡充、勤労に関しては、分降者雇用法の制定と職安施設の改善、さ らに数何に関しては、特殊教育の義務政育化とそれに伴う特殊教育 諸学校の物設等と、主として障害(児)者が利用する各種の施設の 増加という形で現われてきている。

なお、社会福祉施設や教育施設の中で、特にその増加率の多いの をみてみると、精神障害別辺間関施度、各種老人福祉施設、身体障害 軽減過滤、身体障害者提生接護施定、精神傳勢者投護施設、重度 身体障害者接産施設、重度身体障害者更生接護施設、精神傳勁児覧 選学院、影体不自由児養選学校、梅;虚弱児養護学校等が挙げられ るか、これらは、いずれも、ここ数年で、3 倍から4 信の増加率と なっている。

これたの施設の増加は、ある意味では、街づくりと同じで、障害 者がこれまで与えられなかった学習、更生、授産等の道が、より多 くの障害者にとって可能となったことを考えると、誠に客ばしいこ とであろう。

Ⅱ. 環境の変化に対する今日的問題

しかし一方、このように社会福祉施設や教育施設が急激に増加す ることによって、これらの各施設を利用する障害者はもちろんのこ と、障害者と生活をともにする教師、指導員、登母、保併、看護婦 あるいは、その施設を管理する校長や施設長等から、新しく設けら れた施設を含めて多くの不識が述べられている。

いや、むしろ、不満として述べられるだけならまだよいが、折角 新しい施設が完成しても、そこに入所もしくは入学できない障害者 もかなりでている。

これは、ひとつには、施設そのものが、障害(児)者の実数に比較し数少ないこと、施設が完成しても、教師や指導員が不足し、運営が困難なこと、施設が実施から離れているため、通問、通学に困難をきたすこと等が挙げられるが、それ以外に、フィジカルな環境そのものが、障害(児)者の利用に耐え得ることができないことによる場合もある。

では、なぜフィジカルな環境が障害(児)者の環境に対応できな いような状態が起こってきたのであろうか。

そのひとつに、今日、施設や学校に入園もしくは入学してくる障害(児)者の障害の種類、程度に、多様化、重度化、重接化してきたことが挙げられる。

たとえば、身体にまったく欠陥がなくても、知能の発達が異常に選 れているために、立位か存が困難になったり、排泄や産事等の日常 的生活行動ができないものについては、これまでの精神障弱施設で は彼らを収拾することは困難であるうし、自精障、ろう精障等のよ うに、障害が重複して現われている児童・生徒の場合は、やはり、 これまでの首・ろう学校や首・ろう児塩波に収答することも、 フィジカルな面からとらえただけでもかなり難しいことは明白なこ とである。

このような状況は今日始めて直面したものではなく, 肢体不自由 児養護学校, 精神薄弱児養護学校, 病・虚弱養護学校もしくは, 養 護施設(更生施設・援産施設を含む)等の歴史的状況をみても過去 に同様のケースが見られる。

たとえば、数体不自由児養護学校の児童、生徒の障害の歴史をみると、わか間に始めて養護学校が開設された頃の児童、生徒の疾患は主として、股関節股白や、四数欠損等のいわゆる外見的にその疾患が明らかな者が多かったが、今日の障害者は、外見的には欠陥が見当たらないで、Pのような障害者が多くなってきている。そして今日彼らに教育もしくは訓練をさせようとすると、それは、以前にも増して難しくなできている。そのため、開設当初の児童、生徒に対する教育や訓練は、できるだけ健常者に近づけ、突極的には、各家庭や社会に設けられている施設や設備がひとりで利用できること、いわゆる社会適応性に応じた教育と訓練をすることを目的とし、それに対応できる施設造りがなされてきたが、今日では、むしろ、障害児者に教育や訓練を行うためには、彼ら一人一人にどのような健繁的保護がなされるべきかが開願となっている。

もちろん、その配慮は、障害者が介助なしで一人で利用できるか の検討もなされるが、一人で生活できない児童・生徒に対しては、 介助者が介助しやすい施設や設備に対しても検討されなければなら ない。

また、これらの配慮は、単に便器や水呑み、手洗い等のような、 設備的なものだけにかぎらず、各部屋の型や広さ、あるいは建物全 体の配置まで係わってくることになる。

肢体不自由児養護学校では、入学してくる児童・生徒のこのよう な変化から、開設当助から、何段階かの大中な改造もしくは改築が 要求されてきたが、今日の障害者のための福祉施設や教育施設は、 まさに障害の重度化、重複化に伴って、これまで以上の大中な変革 が要求されているといってよいであろう。

Ⅲ. 障害(児)者の統合化

以上の親なから、今日、新しく造られている各種の援能输放。更 生施設、あるいは教育施設が、建築的にみてかならずしも光分満足 すべきものでないことは明確となったが、しかし、その数だけは、 急速な増加が損をたどっていることは事実である。

これに対して、障害者や障害者を持つ父母、あるいは、彼らと生活をともにする人々から、なぜ障害者だけが、健常者と離れて生活しなければならないのかという疑問が出されている。

もちろん、この疑問は、わが国独特の問題としてではなく、国際 的な問題として取り扱われているものであり、そのため、ここ十数 年の間に、この問題を議題とした国際会議がかなり数多く開かれて いることからも理解できょう。

わが国で行われている民間団体の「障害者も住みやすい街づくり 運動」、厚生省の「福祉モデル都市の指定」等は、まさに、この障害 者も健常者と同じように生活できる場を作ることから出発したもの である。

そして、この運動は、単に街づくりだけに留まらず、障害者も普 通の学校へ、いわゆるインテグレーション教育へとつながってくる ものであろう。

このことは、一部の小学校や中学校で、すでに全盲の生徒が普通 学級で教育を受けていることからも明らかである。

またさらにこの現象は、今日では、盲児から他の障害者へ、ある いは小学校から大学までその環もかなり広まりつつある。

今日の国立大学や一部の私立大学で、車椅子用の便所を設けたり、 視覚障害者用の誘導ブロックを設けたりしているのは、まさにこの インテグレーションを考えてのことである。

そして一方、このようにインテグレートが進めば、障害者だけが 利用する施設や学校は、不必要となるであろうという考え方も現わ れてくるのは当然のことなのかも知れない。

IV. 新しい福祉・教育施設のあり方を求めて

福祉政策の最も進んだヨーロッパ、いわゆる統合化の進んだ国々 では、もうすっかり、障害者だけの施設や学校はなくなってしまっ たのであろうか。

いやなくなるどころか、今日でもわが国と同じように新しい施設 や学校が造られ、その情報が雑誌にあるいは単行本としてかなり紹 介されてきている。

これは、やはり、すべての障害者の核合化についてはまだまだかなり難しいことを物語っているものと思われるが、少なくとも完成されたこれからの施設や学校の継楽をみると、わか国で造られている学校や施設と比べると、このインテグレーションを意識してかかなり注意深い配慮がなされ、設計に取り組んでいることがわかる。

それは、平面的型で現われることもあるし、あるいは、断面や立 面で現われていることもある。

そして、その注意深さは、各部寸法的なことにも及んでいる。

そこには、わが国のこれまでの建築の平面のような、施設らしさ、 あるいは学校らしさというものがほとんどみられない。

ある施設は、住宅のように、ある施設は、地域集会施設のように、 それまで見られた障害者施設のじめじめした陰気さがすっかり取り 払われるように心がけられている。

障害者が求めるもの、いわゆる楽しさ、美しさ、集団での生活の しやすさ、あるいは個人での生活のしやすさ、プライバシーの尊重 等の配慮が、ことこまかに表現されている。

今日のわが国の障害児施設や学校をみると、ごく少数のものを除いて、本当に障害者を配慮して造られた作品は数少ない。

障害者とは何か、施設や学校は今後どのような方向に進むのか、 建築もこれらの観点に立って新しい方向に進む必要があろう。

(日本大学助教授・工学博士)